

こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業について

令和6年4月1日より国においては、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付事業を試行的に実施することになりました。

なお、国の「こども誰でも通園事業」は3歳児以上が該当しませんが、本年度本市で実施している「未就園児の定期的な預かりモデル事業」において、そのニーズを確認していることから、公立幼稚園でも市の単独事業として継続・拡充して実施する予定です。

●制度の概要

- ①新たな給付制度を創設
- ②0歳6カ月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象
- ③居住する市町村による認定
- ④月一定時間までの利用可能枠の中で利用（10時間／月）
- ⑤事業者は、市町村による指定の仕組みを設ける
- ⑥市町村による指導監査、勧告等を設ける
- ⑦利用者と事業者との直接契約で実施



●補助の概要（補助率：国3/4 市1/4）

- ①子どもの預かりに対する委託料 @850円/1h（1人）
- ②障害児加算 @400円/1h（1人）
- ③事業実施に必要な消耗品費、研修費等
- ④賃借料補助
- ⑤指導監督員の雇上げに必要な経費

●令和6年度実施（予定）施設

ふくしま信陵子育て支援センターぽれぽれ（北沢又字上日行壇3-43）
事業実績：令和5年7月から定期的な預かりモデル事業を実施中
預かり実績：0歳児 3名、1歳児 2名、2歳児 1名

※参考

①福島市立清水幼稚園（南沢又字柳清水20-2）
事業実績：令和5年7月から定期的な預かりモデル事業を実施中
預かり実績：3歳児 8名
②福島市立まつかわ幼稚園（松川町浅川字陣場21）

こども家庭庁資料より（一部抜粋）

◎ 検討の方向性

○現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

○2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出

◎ 制度の意義

○こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会

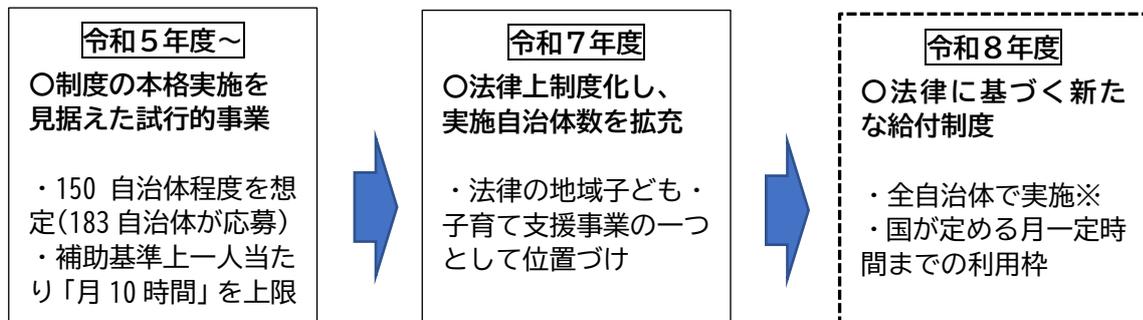
○孤立感や不安を抱える保護者の負担感の軽減

○保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果

○給付制度とすることで制度利用のアクセスが向上

○利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる

◎ 本格実施に向けたスケジュール



※人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。
(令和8・9年度の2年間の経過措置)